

GAP 認証農産物の認知度向上事業業務委託 業務仕様書

1 目的

GAP の実践により、持続可能な経営を実現し、次世代の農業経営体の確保・育成につなげるため、当県では、GAP 認証の取得・維持を支援するとともに、GAP の取組の一層の普及拡大を図っている。こうした取組が評価され GAP 農産物の販路拡大につながるよう効果的な PR 活動を行うことを事業目的とする。

2 業務内容

(1) 東京都のホテル・レストランにおける GAP 農産物を活用した三重県フェアの開催

- ・ 県が紹介する GAP 農産物を使用した三重県フェアを開催すること。（開催期間：2 月下旬～3 月上旬、別途協議によって決定する。開催期間：1 週間以上）
- ・ 使用した GAP 農産物について、PR 資料（プレスリリース、SNS 等発信、ランチョンマット作製等）で紹介すること。
- ・ フェアを開催したホテル・レストランの料理人に対して、使用した GAP 農産物の使用性や嗜好性等の評価を調査すること。

※委託料には、三重県フェアの開催調整（メニュー開発費、食材費等）、PR 資料作製（プレスリリース、SNS 等発信、ランチョンマット作製等）、評価調査等（人件費、評価調査に係る報償費、旅費、印刷費等）に係る一切の業務（費用）を含む。

(2) 事業実施報告書の作成

- ・ 事業の実施内容を記載した事業実施報告書を作成すること。
- ・ 事業実施報告書は、正本 1 部、副本 2 部のほか電子データ（CD-ROM 等）により提出すること。

(3) その他共通事項

- ・ 使用する GAP 農産物の選定については、県と協議の上決定すること。
- ・ その他知事が必要と認める事項。

3 契約条件

- (1) 委託業務名 GAP 認証農産物の認知度向上事業業務委託事業業務
- (2) 契約委託業務の履行期間 契約の日から令和 4 年 3 月 25 日（金）まで
- (3) 成果品 事業実施報告書（様式は契約時に指示する）
- (4) 成果品の提出期限 令和 4 年 3 月 25 日（金）

4 その他

- ・ 契約に当たり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。

- ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- ・委託料の支払については、原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとします。
- ・委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条の罰則の対象となることがあるので留意すること。

5 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部農産園芸課

電話 059-224-2543 FAX 059-223-1120 E-mail nousan@pref.mie.lg.jp

担当：世古、鈴木